

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第9条の2第1項第1号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

附則第6項から第8項までの規定中「平成24年度分」を「平成25年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第8条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、平成25年度分以後の保険料について適用し、平成24年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

第2子以降の出産に係る出産育児一時金を減額し、平成25年度分の保険料に係る保険料率の特例措置を講じるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市国民健康保険条例（抄）

（出産育児一時金）

第8条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合（市規則で定める場合に限る。）における同項の出産育児一時金の額は、400,000円とする。

(1) 出産した被保険者の属する世帯に次に掲げる者（当該出産に係る者を除く。）がいる場合

ア 当該被保険者の子である被保険者

イ 当該被保険者の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子である被保険者（アに掲げる者を除く。）

(2) 出産した被保険者が当該出産前に出産している場合（前号に掲げる場合を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合（市規則で定める場合に限る。）における第1項の出産育児一時金の額は、420,000円とする。

(1) 出産した被保険者の属する世帯に前項第1号ア又はイに掲げる者（当該出産に係る者を除く。）が2人以上いる場合

(2) 出産した被保険者が当該出産前に2人以上出産している場合（前号に掲げる場合を除く。）

4 前3項の出産育児一時金の額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定
2 前項

の例により加算する。ただし、加算する額は、30,000円とする。

5 出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法
3

（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、前各項の規定にかかわらず、支給しない。

前2項

（精神・結核医療付加金）

第9条の2 被保険者が次の各号のいずれかに該当し、医療に要した費用の一部を負担すべきときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用のうち自ら負担すべきこととなる額に相当する額を精神・結核医療付加金として支給する。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定により入院したとき又は障害者自立支援法施行令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的

（平成18年政令第10号）第1条 第3号に規定する精神通院
に支援するための法律施行令 第1条の2

医療を受けたとき

(2) 省 略

2 - 3 省 略

附 則

1 - 5 省 略

6 平成24年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率に係る第14条第1項の規定の適用について
平成25年度分

ては、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

7 平成24年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率に係る第14条の2の6第
平成25年度分

1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

8 平成24年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率に係る第14条の6第1項の規定の
平成25年度分

適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

9 省 略